

令和4年度男女共同参画学習会等支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人山形県生涯学習文化財団（以下「財団」という。）は、男女共同参画社会の形成の促進に資するために、男女共同参画社会づくりを目的として活動する団体・グループ等（以下「団体等」という。）が開催する男女共同参画に関する学習会や講演会等（以下「学習会等」という。）における、講師、指導者等（以下「講師」という。）に要する経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該団体等に助成金を交付する。

(対象となる学習会等)

第2条 助成金の交付の対象となるものは、次に掲げる山形県男女共同参画基本計画の基本目標に即した学習会等のうち、主として県民を対象として県内で実施されるもので、受講者が20名程度以上のものを原則とする。

① 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

② 男女共同参画社会を実現するための意識の改革

なお、営利を目的とする事業、政治活動又は宗教活動を目的とする事業、事業の実施による成果が団体構成員等特定の者のみに寄与する事業及び国若しくは県からの助成を受けている事業又は受ける予定の事業は対象としない。

(対象となる経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、講師謝金、旅費とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体等は、男女共同参画学習会等支援事業助成金交付申請書（以下「申請書」という。）（別記様式第1号）を、原則として学習会等を開催する日の2ヶ月前までに財団に提出するものとする。

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 財団は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに交付の決定を行い、団体等に通知する。

(助成金の額)

第6条 財団は、助成金として講師謝金及び旅費を20,000円の範囲内で、当該団体等に交付する。

(助成金の交付条件)

第7条 学習会等を開催する際のポスター・パンフレット・看板や報告書その他の成果物には、「令和4年度男女共同参画学習会等支援事業として、山形県男女共同参画センター（チェリア）の助成を受けて実施」の旨を記載するものとする。

(助成金の交付回数)

第8条 同一の団体等が主催する学習会等への助成金の交付は、原則として年1回とする。

(事業計画の中止)

第9条 助成金の交付決定の通知を受けた団体等は、学習会等を中止、又は廃止しようとする場合に、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第2号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 助成金の交付を受けた団体等は、男女共同参画学習会等実施報告書（以下「報告書」という。）（別記様式第3号）及び男女共同参画学習会等支援事業助成金請求書（別記様式第4号）を、学習会等の事業終了後、速やかに財団に提出するものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。